

令和 5 年（2023 年）度
第 2 回 人権教育・啓発基本計画推進会議 議事要旨（案）

日時：令和 5 年（2023 年）11 月 17 日（金） 14 時 00 分から

場所：熊本市役所議会棟 2F 予算決算委員会室

出席委員：委員 10 名

前田ひとみ委員、松永裕子委員、米澤静江委員、村山寛委員、加藤貴司委員、門田旭委員、高橋久代委員、佐々木希委員、民長博美委員、谷口美樹委員

次第

議事

- (1) 熊本市人権教育・啓発基本計画の中間見直しについて
・中間見直し素案の説明及び意見の聴取

1 開会

■事務局 人権推進部長挨拶、進行説明

2 議事 (1) 熊本市人権教育・啓発基本計画の中間見直しについて

■事務局説明（人権政策課長）

資料 1「第 2 次熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し概要」について

資料 2「第 2 次熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し素案」について

■ 質疑

座長	事務局から中間見直しの素案について説明いただいた。かなりいろいろ整理されて、読みやすくなっていると思う。 続いて、委員の皆様から事前にいただいている意見について、事務局からその対応について説明をお願いしたい。まず、資料3のNo.1からお願いしたい。
人権政策課	【(資料3 No.1 村山委員より) 若年性の認知症について】 若年性の認知症について、高齢者の人権問題に追記(資料2 P22～P23)されたことは評価できるが、今ある20の人権問題に追加して1つの項目としていただきたいとのご意見をいただいている。 若年性認知症については病気に対する苦しみのみならず、仕事や生活に支障をきたしたり、周囲に理解されなかったりという問題が生じていることは十分承知している。今回見直しにおいては、高齢者に関する人権問題の中に追記して計画へ位置づけを行った。 本市の基本計画は、国の人権教育・啓発基本計画を踏まえて策定しており、人権問題について国は13項目で、本市が水俣病や災害に関することを追加して20項目としている。社会的課題と言われる大きなくくりで整理をしており、ご意見の趣旨は分かるが、現段階では原案のままだとさせていただきたいと考えているのでご理解いただきたい。大きな問題とか小さな問題ということではなく、重要な問題ということで担当課も理解しており、若年性認知症に関しても相談窓口や支援にも取り組んでいる。
村山委員	まず、高齢者に関する人権問題に、若年性認知症について追記いただいたことはありがたいと思っている。第2次基本計画というのは令和2年(2020年)に策定された計画で、分野別の人権

	問題の取組が 20 項目ある。今回 4 年経って、第 2 次基本計画を見直すとなっているが、原則として、分野別の 20 項目は増やしたり減らしたりしないというのが決まりであるのか。例えば、私はたまたま若年性認知症のことを取り上げたが、もっと大きなこれは大変な問題だということがあっても、特に入れないのか。第 3 次基本計画で入れるかもしれないけど、第 2 次基本計画では絶対入れないとかそういうことがあるのか。教えていただきたい。
人権政策課	項目も含めて見直しをするのではないかと思われていたと思う。先ほども話したが、大きなくくりで整理をしており、項目を細かくしすぎると、関連部署も細かくなりすぎるので、大きなくくりの中で関連性のある事柄を整理し、今回は高齢者に関する人権に含めさせていただいたと御理解いただきたい。 若年性認知症については重要な問題ということで担当課もしっかり理解しており、今後とも取り組んでいく。
村山委員	若年性認知症も高齢者の担当部署が担当するということで考えてよいか。
人権政策課	はい。
座長	中間見直しということなので、次期計画の策定の時には、項目についても再考されるという解釈でよいか。
人権政策課	検討項目の一つになるかと思う。
座長	では、続いて No.2 についてお願いしたい。
人権政策課	【(質問 No.2 前田委員より) 高齢者に関する人権問題について】 今年度実施した人権に関する市民意識調査では、「高齢者に関

	することで、人権上、特に問題があると思うこと」の回答として「在宅で生活する場合の支援体制が十分でないこと」が25%となっている。計画の見直し素案 資料2 P23 第4章3「高齢者の人権問題」の主な取組では、対応の強化と支援体制については記載があるが、改めて市民への情報発信の強化を強調したほうがいいのではないかとというご意見を前田委員からいただき、広く市民の皆様へ周知の必要があることから、情報発信（周知）の強化について追記をさせていただきたい。
前田委員（座長）	いろいろな取組が記載してあるが、市民が知らないこともたくさんあるので、情報発信の方法も考えながら、皆様の手に届くような情報の提供をしていただきたい。
座長	続いて No.3 についてお願いしたい。
人権政策課	【(質問 No.3 前田委員より) 性的マイノリティに関する人権問題について】 計画の見直し素案 資料2 P31 第4章7「性的マイノリティに関する人権問題」の主な取組について、他の人権問題については「支援」と「理解促進」を分けて記載しており、性的マイノリティに関する人権問題についても分けて整理してはいかがとの意見をいただいている。ご意見を踏まえて、整理するよう検討したい。
前田委員（座長）	読みやすいよう、また、他の項目とあわせて整理していただくとよいと思う。
座長	続いて No.4 についてお願いしたい。

人権政策課 前田委員（座長） 座長	【(質問 No.4 前田委員より) ホームレスの人々に関する人権問題について】 資料2 P49 第4章 18「ホームレスに関する人権問題」について主な取組②の文章で、「ホームレスに対する偏見や差別意識を解消できるよう」という文言は削除しても成立するのではないかという意見をいただいております、確かにこの文章がなくても十分伝わるので、ご意見を踏まえて修正をしたい。 よろしくお願ひしたい。 続いて No.5 についてお願ひしたい。
人権政策課	【(質問 No.5 佐々木委員より) 複合差別問題について】 一人の人が、生活困窮や DV 等女性に関する人権問題と障がいがあることで生じる人権問題を併せ持つといったような複合差別問題があるが、そういったことも計画に盛り込んでどうかのご意見をいただいている。ご意見では、健常の人と障がいがある人とでは収入に格差があり、加えて障がいを持っている女性となると、さらに格差が広がる。また、DV にあった際のシェルターについても障がいのある方の受け入れが困難となるケースも見られるとある。一人の人が複数の人権問題を抱え、それが複雑に絡み合う複合差別については、社会的に不利益を受け、生きづらさを感じる重大な問題と認識している。実際そういった人権問題を含めて福祉分野においても、地域社会の中で複合的な課題を持つ方は多く、非常に問題になっていると認識している。P51 の「様々な人権問題」の中で記載しているが、複数の問題が絡み合う人権問題についても正しく理解、認識し、差別や偏見の解消に取り組んでいくことを書かせていただいている。「性別」と「障がい」のみならず、様々なカテゴリーにおいて交差性があること

佐々木委員	から、この問題についても注視し、人権課題として捉えていきたいと考えている。 一つの人権問題でも大変だと思うので、交差性・複合差別といった問題を抱えている人が、今後相談できる機関の設置や、電話相談していろいろなところに回されてしまわない状況ができると、もっと助かると思うので、そういうところをお願いできたら助かる。今後も注視して行っていただきたい。
座長	様々な問題を重ねて抱えているという問題は、たくさんあると思うので、いろいろなところの支援を使いながら進めていただきたい。 続いて No. 6 についてお願いしたい。
人権政策課	【(質問 No. 6 佐々木委員より) 特別支援教育について】 「特別支援教育」について、障がいのあるこどもたちに適切な支援を行うことと、同年代の多様なこどもたちの中で共に生活することの両方が成長のために必要だと考えているので、片方に寄ってしまわないようにとのご意見を佐々木委員からいただいている。本日は総合支援課が出席していないが、次のとおり回答をもらっている。 『本市では、令和3年4月に「第2次熊本市特別支援教育推進計画」を策定し、障がいのあるこどもたちの自立と社会参加を目指した取組を行っています。市立の小中学校では、特別支援学級在籍児童生徒が、通常の学級で授業を受けたり、行事等に一緒に参加したりする交流及び共同学習を行っており、障がいのあるなしにかかわらず、全てのこどもたちの社会性や豊かな人間性を育み、お互いに理解を深めることができるよう取り組んでいるところです。今後も、共生社会の実現に向けて、相互に尊重し合いながら、充実した学び合いができるよう取り組んでまいります。』

佐々木委員	様々な状況のこどもたちが当たり前と一緒に学校で学んでいける環境が整うといいと思う。私はバリアフリーの問題で、小学校と中学校が地元の学校に進学できず、地元の友だちや幼馴染と離れて違う学校に行ったので、同時にバリアフリーの問題も改善していただけるとありがたい。
座長	一緒に交じり合うような教育をやると、いろいろな理解もでき、お互いに尊重しながらやっていける。そのような教育環境の整備をより進めていただきたい。 ここまで、事前にいただいた質問に対しての回答を事務局からいただいたが、それ以外、または今いただいた回答についてでもいいので、委員の皆様からご意見、ご質問あればいただきたい。
松永委員	佐々木委員からのご質問で支援学級の話もあったが、本校でいくと、居住地校交流を行っている。支援学校に在籍しているお子さんが本校の校区から通っている。将来的には同じ校区で生活することができるので、本校にきて2時間くらいだが、交流を年に2回するという取り組みを行っている。前任校になるが、近くに県立の支援学校があったので、コロナ前は4年生が交流活動を年4回やっており、最初はこどもたちも構えるところがあったが、関わっていくなかで、できるだけ自分が目線を下げて話すとか、言葉が通じなくてもアイコンタクトで疎通をはかるとか、そういった体験が活きた学びになっていて、理解を深めることができたと感じた。学校でできるところを更に取り組んでいきたい。
座長	具体的な取り組みを教えていただいたが、いかがか。
佐々木委員	小学校の時に同じような交流をしたことがあり、地元ではないが一般の小学校に通っていた時に、徒歩5分くらいのところに支援学校があって、そこで同じように交流していた。やはり、交流すると理解も深まるし、同じように友だちとして話題にもでた

座長	り、たまたま通学路で会った時に声をかけたりといったことがあり、そういうこども時代の交流は大切だなと思う。 他の委員の方からはいかがか。米澤委員はいかがか。幼稚園でもそういう取り組みはあるか。
米澤委員	私たちの幼稚園や保育園は0歳児から6歳児までの就学前のこどもを預かるが、特別支援の療育機関に通っているこどもたちもいる。初めてこの世界に入った時に感じたのは、こどもたちが発表会など団体で行動するとき、発表会の場合はステージ上にこどもたちだけで演じるので、そんなときに先生方は手助けができないが、遅れるこどもとか、ついていけないこどもがいたら、周りのこどもたちが一緒に手伝ってくれる。それを見たときに涙が出るほど感動した。これだけいじめとかいろいろなことが多い中で、小さい時から一緒に生活することがこどもたちの優しさを育んでいるのではないかと感じている。小学校、中学校に上がって、環境がどんどん変わっていても、小さい時にお互いに協力し、助け合いながら一緒にやっていくということをできるだけこどもたちに体験させてあげたいと職員は取り組んでいる。
座長	今伺って、差別は、社会が作っていつているのではないかと感じたところがある。 他に意見はないか。
村山委員	今の話に関係するが、私の校区の白坪小学校から社会福祉協議会に相談があって、ささえりあと福祉事業所に声をかけて、4年生に高齢者の疑似体験の授業があった。3グループに分けて、1つは装具をつけて腰も曲がって手も足も挙げられない状態で歩くなど日常生活動作についての体験、1つは目が不自由になった時を想定し、アイマスクと杖で段差があるところを歩く体験、もう1つは車いす利用・介助体験であった。私も民生委員としてお手伝いで行ったが、やはりこどもの頃から、高齢者は皆さん大変な

松永委員	んだとか、地域の高齢者の方にもっと優しくしようとか、心掛けようとか、逆にこどもたちから声掛けしてもらえば高齢者も嬉しいし、まちづくりの中で住民が共存してやっていく一つの大きなきっかけになったと思う。コロナで3年間そういう授業もなかったと思うが、これを熊本市全部の小学校とかに広げてもらえればいいと思って提案をさせていただいた。 総合的学習の時間に、4年生が福祉をテーマに学習する学校が多く、本校でも前任校でも行っていたが、学校の中だけでなく、校区に広げて知っていただくことも大事だと改めて思った。また、5年生は「水俣に学ぶ肥後っ子教室」を行っており、実際に現地で講話を聞いたり、資料館を見学したりといった人権学習の実施や、学校によってもそれぞれ施設が違うが、校区のユニバーサルデザインとかバリアフリーであるとかいった体験を通して学ぶなど、学校でもできることはやっている。 別の話になるが、ヤングケアラーとか貧困であるとか、なかなか見えないところがある。“困っています”と手を挙げたり声を出したりするところには何かしらこちらからも関りができるが、そう出来ない、言わないこどもやご家庭もあるので、そういったところこそ関係機関と連携で動く必要がある。学校もなかなか立ち入れない部分があったりするが、先生方とも連携が必要だと感じている。“大丈夫です”と言われたらそこまでなので、こどもたちが抱えている様々な問題に対してどこがどう関われるかということ、学校であればスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーが切り込んでいくケースもあるが、こういう課題こそみんなで気づく目と、声をあげていいんだよということを、学校は学校で出来ることを、地域は地域で出来ることをやっていくことがいろいろな意味での人権を守ることに繋がると改めて思っている。学校でもまた頑張っていきたい。
村山委員	こどもに限らず高齢者もそうだが、声をあげないサイレントが一番問題である。いかに地域などで見つけ出すというのが重要だ

座長	が、難しい問題だと思う。 参考資料（抜粋）の「人権に関する市民意識調査」の問 5-1 の「もしあなたが、差別をされたり、人権を侵害されたり、人権に関して不安に感じた場合、まずどのような対応をしますか」という設問で、「黙って我慢する」と回答した割合が、結構高く、特に 25～29 歳の方が 40% くらい「黙って我慢する」と回答しており、今の表に出てこないというあたりのところと関係するのかなと思う。こういう方々をどう拾い上げていくかというあたりが重要なところで、そのためにはいろいろな情報発信をしていくことも必要かなと思う。
谷口委員	人権って何かという基本的なことを、再度学び直す必要があるかなと思う。先程、だんだん市民の人権意識は高まっているという説明があったが、高まっているのだったら、行政の方では講演会等の開催をするなど実施していると思うが、もっとそれがみなさんに意識していただけるように啓発をしていくことが大事だと思う。どちらかというと、人権が侵害される前の啓発の部分が必要なのかなと感じていて、それは私が人権擁護委員をしているというのもあるが、今、座長がおっしゃっていたところだが、計画の素案（P58）の第 5 章基本計画の推進の 1 様々な主体による推進体制の（11）で熊本人権擁護委員協議会との連携と書いていただいているが、人権擁護委員は地域にいたので、ぜひ相談だとか人権啓発とかに私どもを活用していただいて、こどもの相談もそうですし、大人の方でも何かあったときにはひとりじゃないよと誰か相談する人がここにいるよということを知っていただいて、相談していただければ、少しずつ一緒になって解決していくこともできるし、調査、救済というのも実際に国はやっているの、ご理解いただいて、連携していくことができたらと思う。それと今日、熊日新聞には、民間の機関が「アドボカシー」といって声を上げていきましょうという取組をされている紹介があった。令和 6 年（2024 年）の 1 月にこどもの権利サポートセンターの

座長	設置を市でされると聞いているので、そういう取り組みが少しずつ広がっていけばいいと思う。 それぞれでいろいろなことをされているが、そこがお互いに分からなかったりするので、どうやって連携を強化するのかもっと方法を考えていかなければというところはあると思う。
加藤委員	計画の素案には 20 項目の人権問題が取り上げてあって、全て大事なもののなので、どれもきちんとやらなければいけないと思うが、私の立場からすると高齢なので、高齢者の人権に目がいくが、このことについては先程、若年性に関することを入れてもらってよかったという意見がでたように整理されていてよかったと感じた。資料 2 の P22～P23 からの素案を見ながらそれぞれ修正があってよくできているのではないかと感じた。市民意識調査の報告書を見て感じたのが、「パワハラ・セクハラ」について、関心がある人権問題として 54.7%、経験した人権侵害として 48.0%と割合が大きく、前回の調査と比べても大きくなっている。ここ 2～3 年、特に報道でもこのことは大きく取り上げているし、特にこの 5 年間の中で大事なことはないかと感じた。計画の素案の中では P19 女性（又は男女）に関する人権問題や P51 様々な人権問題の中でそれぞれ取り入れていただいているということで、ぜひ取り組んでいってほしいと思っている。もう一つ気になったのが、今、こどもたちが全員タブレットを持って帰っていて、計画の素案では、インターネットに関する人権問題が P42 にあるが、P43 の主な取り組みの中で学校教育における取り組みに加えて、「SNS の利用に関して街頭キャンペーン等行い、青少年への啓発に取り組めます」という項目が入ったのもよいと思った。熊本市でも学校の先生が生徒の写真を撮ったり、部活動での体罰等があったりしているが、そういったことも含めて学校の先生たちへの教育・指導もしっかりしてほしいと思う。これから先のこどもたちにインターネットでのトラブルがなくなる取り組みをぜひしてほしい。

座長	今の新しい問題に関して、計画の見直しがあっている。時代の流れに沿って、中間評価ができていると感じる。
民長委員	見直しの途中経過を見て、前に比べると中身が分かりやすくなっているのと、新型コロナウイルス感染症などの大きな時代の流れがあったと思うが、それもうまく取り入れていると思いながら読ませていただいた。私自身は人権擁護委員として日々様々な活動をさせていただいている。計画の素案（P58）の第5章基本計画の推進の1 様々な主体による推進体制の（11）で熊本人権擁護委員協議会との連携と書いていただいているが、やはり啓発が大切ということを皆さん分かっていると思うので、できれば、P16の啓発の方法等の項目に人権擁護委員も啓発を連携して行っているという文言を少しでも入れていただけたらありがたい。他にも人権相談を市役所でも行っているが、なかなか来ていただける方も少なく、まだまだ知名度が足りないのではないのかと思うので、いろいろな形で告知していただけたらと思う。
人権政策課	人権擁護委員の活動等については、P57～58に記載させていただいている。今の計画では第5章人権教育・啓発を推進するうえでの役割として整理しており、これについては、次回の計画の中で考えさせていただきたい。
民長委員	そこは見させていただいて、書かれていてありがたいと思っているので、次回にご検討いただきたい。
門田委員	検証指標について、意見を申し上げたい。新たに検証指標として追加されるものとして、「自分の人権意識（偏見や差別に気づくことの大切さや差別はいけないという意識）が1年前と比べて高くなった又は高い状況にあると感じる市民の割合」という指標を、現在検討されていると伺ったが、この指標は大変適切な指標ではないかと思った。人権を尊重し合える社会を実現するためには、まず人権問題を知らなければ、気付くということにも繋がら

人権政策課	ない。行政による啓発によって人権問題を知り、そのことで人権意識が高まったか否かという自己診断をしたものを指標とするのは、分かりやすいのではないかと思った。 今中間見直しに掲載している指標は、総合計画と合わせて考えていかなければいけないため、質問の内容については少し検討、修正をかける予定である。内容的には人権意識を問うことに変わりはないが、日常において人権を意識している市民の割合ということで考えている。やはり、日頃人権について考えているのか、そこを市民の皆様に関心したいと思っている。偏見や差別について、日頃から考えている、あるいは差別は絶対にいけないという思いや、意識をもって行動しているかというのを問う指標にしたいと考えているので、そちらの方は皆様の方にも再度報告をさせていただきたい。一人ひとりにこういった問いをさせていただく中で、人権意識が高くなっていくというのが大事だと思っているが、“1年前と比べると”という表現を改めて考えると、1年前がどうだったか、2年前がどうだったか、ということ判断しづらいと思われるため、“日常において”ということの問いに変更することを検討している。
高橋委員	細部に渡って計画を進めているのがよく分かる。先程佐々木委員からも話があったように、複合的な人権問題に関して、縦割りではなくそれぞれ連携していくという在り方がすごく大事だと思っている。犯罪被害の分野においても、障がいのある方だと、被害の回避という部分でなかなか難しさがあるが、余計に被害に遭いやすい方もいるので、周りが見守っていくというのも大事なところで、学校教育現場においては、人権教育や犯罪の予防教育というのは進んでいるが、社会人になってからの企業や一般市民の方たちの意識にどう訴えていくかというのが課題だと思う。9月に犯罪被害者支援の基本条例ができたところだが、目標として広報啓発というのが書かれていて、具体的な方法として、“広報誌などの各種媒体等の様々な機会を通じて”というのがあったが、

人権政策課	この他に何か具体的な広報の施策などが、見直しの中であればありがたい。 本日は生活安全課が出席できていないが、犯罪被害者等支援条例についての具体的な施策については、今後、それぞれが所管する計画の中でということになる。啓発と支援ということになるが、財政的支援ということについても、今後進んでいくのかなと考えている。当計画の素案には啓発関係を主に記載しているが、関係課との連携も含めて今後考えていきたい。
座長	連携というところ来说うと、学校教育は入りやすいところであるし、それから地域社会の中でも様々な取組がされていて、あとは企業とか社会に出てから、せっかく学校でいろいろな意識が高まっていますが、社会に出たときに人権侵害をされたりといったこともあると思うので、職場とか企業でも連携の強化し取組を進めていただけるといいと思う。
人権政策課	熊本市は、約 150 の企業、団体等で構成される熊本市人権啓発市民協議会という組織をもっており、その中で企業の方にも人権教育・啓発に取り組んでいただいているところである。講演会や研修会、映画会への参加、あとは DVD 等による研修など、企業でも様々な取組をしている。今後も企業・団体等も含めて人権教育、啓発に努めてまいりたい。
座長	他に意見はないか。ないようであれば、質疑は終了する。

3 閉会

■事務局 今後の予定等について

終了